

「知的財産推進計画2006」の見直しに関する
意見募集の結果について

2007年4月17日
知的財産戦略推進事務局

1. 実施期間

2007年3月8日（木）～3月29日（木）

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、「知的財産推進計画2006」の見直しにあたり、盛り込むべき政策事項について電子メール、FAX及び郵送により意見を募集した。

3. 提出された意見

合計275件（うち団体及び企業から28件）

4. 主な意見の概要

主な意見の概要は別紙のとおり。

なお、2006年12月1日から今回の意見募集開始までの間、日本弁護士連合会、日本行政書士会連合会をはじめとする33件の意見が知的財産戦略本部宛て又は知的財産戦略推進事務局宛てに寄せられた。

(参考) 意見提出のあった主な団体及び企業

【団体】(50音順)

- ・ (社) 音楽出版社協会
- ・ (社) 国立大学協会
- ・ コンピュータ技術産業協会
- ・ (社) コンピュータソフトウェア協会
- ・ (社) 情報科学技術協会
- ・ 青少年健全育成委員会
- ・ 著作権教育フォーラム
- ・ 著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム
- ・ (社) 電子情報技術産業協会
- ・ (社) 日本映像ソフト協会
- ・ (社) 日本音楽著作権協会
- ・ (社) 日本経済団体連合会
- ・ (社) 日本書籍出版協会及び(社) 日本雑誌協会 (連名)
- ・ 日本製薬工業協会及び(財) バイオインダストリー協会 (連名)
- ・ 日本製薬団体連合会
- ・ 日本知的財産協会
- ・ 日本弁理士会
- ・ 日本民主主義著作者総連合
- ・ (社) ビジネス機械・情報システム産業協会
- ・ ビジネス ソフトウェア アライアンス
- ・ 仏コルベール委員会
- ・ 北海道
- ・ 有限責任中間法人ユニオン・デ・ファブリカン東京
- ・ (社) レコード協会
- ・ ロージナ茶会

【企業】(50音順)

- ・ 日本アイ・ビー・エム(株)
- ・ 日本発条(株)
- ・ モバイルメディア企画(株)

主な意見の概要

【全般】

- ・ 知的財産推進計画2007策定に当たっては、先ず知的財産推進計画2006を含め、これまで策定された諸施策について実施状況をしっかりとフォローし、その結果、見直すべきところは速やかに見直す（軌道修正する）ことが重要である。特に、知財活用の面からの成功例をピックアップし、公表することが有用である。
- ・ 官が取り組むべき施策、民が取り組むべき施策、官民協力して取り組むべき施策を区分し、国際産業競争力強化の観点から、専ら民が取り組まなければならない施策については、基本的には、民の自主性に任せることが重要である。
- ・ 知的財産推進計画はイノベーション25の提唱する社会システムや制度の主要な一翼を担うものである。2025年までの長期的戦略指針とスケジュールを掲げ、国民のなかに広く、「知的財産思想」を醸成させることを通じて知的財産立国を実現させることこそが、2025年に日本を安全で安心な、しかも知的に豊かな国にすることになる点を明確に示すべきであると考えます。
- ・ 改革の実施による成果を常に検証して、さらなる政策の見直しにつなげるPDCAサイクルの確立が必要である。同時に、中長期的な視点に立って、着実に政策を積み上げていくことも重要である。その際、特にグローバルな視点からの取組みが大切である。
- ・ 今後は知財改革の着実な実行もさることながら、これらの制度整備による日本経済への効果の検証が客観的かつ公平な観点から進められるべきである。

1. 創造

【大学等における知的財産の創造】

- ・ 特許による基本発明の保護を充実させるとともに、特許でカバーできない基礎研究を充実させるために、研究者へのインセンティブとなる賞の創設に日本政府が大きな科学技術予算を投入することも検討すべきである。
- ・ 長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）の創出・管理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すべきである。
- ・ 国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大きく変動する蓋然性や、基盤的、長期的視点に立つ大学の知的財産業務の特性に配慮し、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、明示的に知的財産業務を支援するための財政的支援や誘導施策の体系を構築すべきである。また、一部の大学に対する支援のみならず、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮すべきである。
- ・ 学生、ポスドク等の共同研究への参加のルール、リサーチツール、マテリアルトランスファー契約、大学におけるソフトウェアやデータベースなどのコンテンツ分野の知的財産に関する取扱いなど共通の課題について、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示すべきである。
- ・ 大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべきである。人材の量的質的なニーズを明確にすべきである。また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うべきである。
- ・ 外部研究資金制度の間で、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性の欠如等の問題が散見されるので、早急に調整し、一貫した知的財産政策の体系を構築すべきである。

【大学知財本部、TLO】

- ・ 各大学における知的財産本部と技術移転機関（TLO）の連携機能強化または必要に応じた一体化は大学における適切な知的財産管理上重要な項目であり、これら機関の適切な評価システムを構築し、レビューされたい。
- ・ 企業との関係では、大学は、基礎研究の成果につき産業界にとって有用な権利化を図るとともに、個々の産学連携に当たっては、産学連携の本質、個別テーマにつ

いての研究目的、成果の普及等について相互理解を図ることが重要であることを徹底してほしい。

- ・ 大学発の知財が有効活用されるには長期間を要するにもかかわらず、大学知的財産本部やTLOへの国家的支援は時限的である。このため、スーパーTLOや知的財産本部については、長期的視野に立った継続支援が必要である。

【ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度】

- ・ 産業活力再生特別措置法の改正が国会で審議されているところであるが、かかる法改正を推進するとともに、各省庁に対する新制度の周知徹底と適切な運用（ガイドラインの作成等）がなされることを期待する。

【職務発明制度】

- ・ 企業の運用状況や職務発明をめぐる訴訟の状況も見極めながら、職務発明制度や手続事例集のあり方について不断に検討を進め、産業競争力の強化という目的に照らして制度の評価、見直しを行っていくべきである。
- ・ 職務発明に対する報償については、企業の経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、今後もその運用や訴訟の状況を把握しつつ、職務発明制度に関する評価、見直しを行っていくべきである。

【リサーチツール】

- ・ 「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許に関する使用の円滑化に関する指針」の実効性を担保するためには、国内外における幅広い普及が不可欠であり、関係府省の協力により、国内の大学等や民間企業に広く周知されるとともに、海外にも積極的に発信し、各国へ普及されることを切望する。また、指針では強制力を伴わないため、法制化の可能性の検討もお願いしたい。

2. 保護

【特許審査迅速化】

- ・ 必ずしも早期の権利化を望まない出願もあり、出願人の望む時期に迅速に審査、権利取得できる制度、運用をお願いしたい。
- ・ 審査請求された特許出願のすべてを一律に審査迅速化するよりも、必要な特許出願案件を重点的に審査迅速化する重み付け審査の導入も考慮すべきである。
- ・ 審査迅速化は重要であるが、権利活用の面から考えると不安定な権利付与は後日の紛争を招くのみであり、これを防ぐためには、運用面における審査の質の維持、向上、拒絶理由通知書の適切記載を含む審査のバラツキの抑制が前提となるので、この点を考慮した審査の運用、施策をお願いしたい。

【特許の質の向上】

- ・ 改善された教育制度、改善された情報へのアクセス、先行技術の蓄積のお陰で、平均的な個人の技術レベルは着実に向上してきている。このような実情に鑑みて、進歩性基準をより厳格に定めるべきである。
- ・ 出願人には透明性・明確性の高い出願書類を準備、提出することが求められるが、それを支援する手段として出願書類の質を客観的に示す指標を官民協力して策定、公表することが推進されるべきである。
- ・ 公衆が審査に関与しやすい環境を整える観点から情報提供の手段を電子化したり、さらには現在米国で検討が進んでいるコミュニティパテントレビューを日本でも検討を開始すべきである。
- ・ 特許の質の向上に資するという観点から、広く公衆（コミュニティ）の資源も活用する手段を考慮される等、様々な技術や資源の利活用を念頭においた知的財産政策が推進されるべきである。

【審査官の増員】

- ・ 国際的に見て遜色の無いレベルまで、審査官やその役割の一部を担う人員の数を増員すべきである。そのための対策として、任期付審査官の拡大、審査官OBの臨時雇用、ポストドクターの活用、外部委託のさらなる活用を積極的に行う等、あらゆる手段を講ずるべきである。

【商標】

- ・ 商標を使用する意思のない者が、特定の飲食店名について商標権を取得し、当該飲食店に商標権の買い取りを強要する、いわゆるブローカー行為が散見される。地域で営業する飲食店等の保護のため、商標の使用義務の強化や先使用权の保護強化についての検討が必要である。

- ・ 「類似商品・役務審査基準」については、経済の実態や取引の実情に応じたものとなるよう、引き続き検討すべきである。

【特許情報等の活用】

- ・ 現在のIPDLは、1回の検索で設定できる検索項目は近時3つから5つに増えたようであるが、検索式の自由度や、検索結果は500件以下でないと一覧表示できないことなど、効果的なキーワードサーチを行うにはまだまだ不十分であるため、以下のような検索機能の強化をしていただきたい。
 - (a) 検索項目を増やす
 - (b) and、or、優先関係を表す括弧などで検索式を入力できるようにする。
 - (c) 検索対象のデータベースを、たとえば年代毎にも用意する。
- ・ CSDBで公開されている情報を1次文献や抄録等、文献の内容に関わる重要な部分にまで拡大していただきたい。
- ・ 先行技術調査の効率化の観点から、特許庁の保有する非特許文献に関するデータについて、著作権との関係に留意しつつ、さらなる公開を進めていくべきである。
- ・ 特許庁において、わが国の先端技術開発の成果を積極的に活用して、機械翻訳に関する環境整備を早急に進めるとともに、その公開を行うべきである。特に、精度が高く、迅速かつ低コストの日中、日韓機械翻訳システムを早急に開発し、広く利用可能とすることが重要である。
- ・ 2014年1月の予定でインターネット経由での全面公開を目指している特許庁の特許検索システムについては、可能な限りこれを前倒しし、出願人の先行技術調査の便宜を早期に図るべきである。
- ・ 従来技術調査のための環境整備として、特許庁保有のすべてのデータについて、民間が容易に利用可能な形態で、インターネットにて無償で提供すべきである。併せて、推進されている特許庁審査官のサーチノウハウ（検索ガイドブック）の開示を継続し、できるだけ多くの分野に広げていただきたい。

【企業の出願・審査請求構造改革】

- ・ 業界による出願、権利保有、活用構造の違いは、それなりの意味を持っており、これを一般論として論ずることなく、各業界の特殊性に応じた適切な対応を求めべきである。特許登録率の低い企業名の公表等の過度な施策は、各国にも例を見ない施策であり、また知的財産の創造意欲の減退をも惹起させる可能性があるため、慎重に運用すべきである。

【医療関係特許】

- ・ 技術の進歩に対応した特許制度の保護が急務であり、そのためには、高度な医薬の使用方法を含め、これら先端医療技術を「方法の発明」として特許保護することが最も実態に即した対応である。

【営業秘密の保護】

- ・ 海外の政府機関との意見調整により、世界的に「営業秘密管理指針」に相当するものを策定し、営業秘密の要件、特に営業秘密の管理に関して共通の認識を築いていただきたい。
- ・ 営業秘密の使用・開示行為の処罰を効果的に働かせるため、海外の政府機関による捜査協力や営業秘密を侵害した者の引渡し等の協力関係を築いていただきたい。
- ・ 職務発明訴訟についても（特許権等侵害訴訟制度と同様に）秘密保持命令制度を導入することを検討願いたい。

【ライフサイエンス分野の保護】

- ・ 企業による機能性食品の研究開発には多額の投資が必要であるにもかかわらず、ただ乗りが容易である現状においては、特許保護によるインセンティブが得られず、開発意欲をそぐことになり、ひいては本分野における我が国の技術力・国際競争力低下を招くことになる。機能性食品等の新規用途発明に関する特許保護のあり方を、権利行使のあり方とともに検討をお願いしたい。
- ・ ライフサイエンス分野においては、産業の対象となる技術が革新されてきており、化学物質やバイオテクノロジーを駆使して生み出された製品などのいわば技術のハードに止まらず、既存物質や基本技術を応用するいわば技術のソフトの研究開発とその活用にも広がりつつある。高度医療技術、医薬品の新たな効果の発現、食品や化粧品の新規用途などは、その典型的な知的生産成果として位置づけられる。これら技術のソフトの所在を明確にし、その知的財産の保護の在り方を企業とともに検討すべきである。

【タイプフェイスの保護】

- ・ タイプフェイスの保護は慎重に検討し、行うのであれば特別法の制定を希望する。
- ・ タイプフェイスの保護については、ソフトウェア（フォント）としての保護を与えている現行著作権法の規定で充分だと考える。相当の審美性をそなえた文字については美術著作物としての保護も得られるところである。タイプフェイスの保護を強化してしまつては、文字を使った国民の文化活動が阻害されかねない。

【知財紛争の処理】

- ・ 東京地裁と大阪地裁に専属化されている特許権、実用新案権等に関する訴訟の第一審の管轄について、地域における裁判へのアクセス権を確保する観点から、従前どおり地元の地方裁判所でも裁判が受けられるように競合的管轄に戻すことが必要である。
- ・ 地方でいかに窓口を拡大しても、最終的に裁判や審判ということになれば、東京で勝負せざるを得ないということであれば、本当の意味での格差是正にはならない。

裁判管轄特に一審の管轄を復活させる、地方での審判の開廷を増やす等、「知的財産推進計画2006」ではくみ上げられなかった問題点の是正を計るべきである。

【損害賠償制度】

- ・ 法定賠償制度の早期導入や、損害賠償の額を目に見える一部の侵害額の2倍の侵害があったと推定する規定（侵害の数量に関する推定規定）の早期導入をしていただきたい。

【証拠収集制度】

- ・ 米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集機能の強化を早急に実現していただきたい。

【世界特許システム】

- ・ 先願主義をグローバルスタンダードとすべく、欧州特許庁との連携により、米国特許法の改正を後押しすることを要望する。
- ・ フォーマット統一実現により、各極の特許庁は同一フォーマットで審査できるため、審査協力、引例調査等、審理が容易となり、更に出願人も各極間で出願を移行する際のフォーマット変更が不要になり、機械翻訳も容易になることでコスト削減が図れる等、多くの利点が期待できる。更には、電子出願手続きの統一化についても、まずは日米欧三極特許庁間で早期実現をお願いしたい。
- ・ 世界特許システムの構築に向けた出願明細書のOne Formatを第一ステップとして、One Search、One Examination、One Patentへと、段階的統一の実現を図るべきである。
- ・ 実体的側面での特許制度調和に向け、現在、特許制度調和に関する先進国（B+）全体会合にて協議中の特許登録要件を含む実体特許法条約についても、早期締結ができるよう関係先との調整、協議を促進願いたい。
- ・ 世界特許制度の構築に際しては、日米欧の三極だけでなく、韓国、中国をはじめとするアジア諸国も同時に、の制度に加入する施策を採るように規定されたい。これにより、公開だけすることで、その代償としての独占権が得られないことにより、海外からの無料閲覧による模倣被害の解消に有益である。
- ・ 特許制度のハーモナイゼーションについて、知的財産戦略本部の取組を強く支持する。特に、日米欧の三極特許庁間でのさらなる情報共有及び審査結果の相互承認に向けた取組に賛同する。
- ・ 米国における先発明主義の見直しの動きを促していくことが重要である。
- ・ 日米間において今後共同研究の開始が期待されるEPAの枠内でも、特許の相互承認といった制度の調和を進めることが望まれる。

【模倣品・海賊版対策全般】

- ・ 政府間でより緊密に協力でき、模倣品・海賊版が消費者及び適法な取引に与える影響についての認識を高めることができる基盤を整備するなどして、世界的な模倣問題に対する国際的な注目を集めるという取組に強く賛同する。
- ・ インターネットの利用により世界各国で模倣品の売買取引が行われている。商標法に「仲介」「斡旋」を侵害行為として加えることを強く希望する。
- ・ 商標権侵害物品をかうつもりのない一般消費者が被害に遭っている実態に鑑み、商標権侵害物品を販売しているものが販売していた商品が商標権侵害物品と知らなかったとの言い訳をすれば刑事摘発等を逃れられる状況を変えていただきたい。商標権違反被疑者に「商標権侵害物品と知らずに販売した」ことの立証責任を負わせる等の制度等の見直しをしていただきたい。
- ・ 税関や警察等の取締り機関において当該権利者の模倣品対策について講習や研修を実施しているが、今後はその対処を他の関係省庁に広げ、官民連携体制を一層強化していきたいと考えている。例えば我々権利者が司法修習生や検察官に対し講習会を実施することを受け入れていただきたい。
- ・ 平成18年暮れを中心に、関係省庁が商標権侵害物品を購入しないようとの啓発活動を積極的に行っていたいただいたことを感謝している。更に、消費者に対して、「知らずに商標権侵害物品を購入しないよう、信用のおけるところで商品を購入するよう」に呼びかけていただきたい。
- ・ 低年齢層の携帯電話サイトへの種々の被害・悪影響を減らす啓発活動を行う場合には、商標権侵害物品を購入しないようとの内容も含めていただきたい。

【CJマーク】

- ・ コンテンツ・ジャパンマーク（CJマーク）事業については、アジアを中心に着実に実績が上がってきており、政府は同事業の運営を引続き支援するとともに、関係企業の参加を奨励すべきである。
- ・ CJマーク事業を継続し体制を強化し、アジア地域における海賊版対策を一層と推進していくため、政府からの支援の継続を期待する。

【親告罪の見直し】

- ・ 昨今の海賊版等の氾濫に対処すべく、現行の著作権法の「親告罪」の範囲の見直しを行っていただきたい。
- ・ 著作権法における「親告罪」を見直し、海賊版対策をさらに強化するという提案にも賛同する。違法コピーの情報提供者に関する情報を保護する法的システムがないことから、非親告罪にすることは有用である。
- ・ 著作権が非親告罪化すると、警察等の捜査機関による曖昧な基準での恣意的な摘発が行われ、文化基盤が破壊される可能性が高い。既存のコンテンツホルダーにとっては短期的には有利に働く事になると思われるが、中長期的に見るとクリエイタ

一の枯渇といったマイナスの影響の方がはるかに大きい。

- ・ 「営利目的のもの」か「商業規模にあるもの」と認定された場合、親告罪では無くなるので、当事者間の合意に関係なく取締りの対象となり、同人文化や二次創作は死滅という事態に陥る。
- ・ 非親告罪化の対象は、言論・表現の自由を阻害する恐れのない一次ソースの違法複製物の頒布などごく限られた範囲に限定し、二次創作に関しては次世代のクリエイターが技能向上させる場として機能している側面を評価する観点から、対象としないことを明確にすべきである。

【模倣品・海賊版拡散防止条約】

- ・ 世界税関機構（WCO）、国際刑事警察機構（インターポール）などの国際機関とも協力して、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の早期実現を目指すよう、知財事務局の強力なリーダーシップの下、関係各府省庁にて積極的な活動を推進願いたい。
- ・ 侵害発生国や地域への対策、水際での取締りの強化、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の実現に向けた取組み等、継続的な対策の実行が不可欠である。
- ・ 「模倣品・海賊版コピー不拡散条約」（仮題）の考え方に概ね同意する。

【個人輸入・個人所持の取締り】

- ・ 個人使用の目的であっても商標権侵害品と知った上での当該品購入は刑事処罰の対象とすべきである。フランス「ロンゲ法」では、模倣品購入は禁止されている。日本においても、「模倣品の購入」自体を制限する何らかの処分をお願いする。
- ・ 関係省庁及び研究会・委員会は、「商標法は経済法であり、個人を律することは馴染まない」などという結論に至って、具体的な道筋は見出していないと理解している。他方、平成18年6月26日の関税法基本通達等の一部改正後の取締実績を見ると、実質的に個人使用目的での輸入ができない状況を示しており、権利者としては感謝している。ただ、実質的な効果は多大であるが、同改正では個人使用目的での輸入を「禁止」しているわけではなく、禁止をもって消費者を啓発するという点では効果が得られないと思料する。
- ・ 模倣品・海賊版の個人輸入や個人所持を禁止するのは行き過ぎである。模倣品・海賊版の区別困難性やすでに所持している物品に関する法的安定性を著しく欠くおそれがある。

【途上国における知的財産保護の強化】

- ・ 途上国との経済連携協定（EPA）等の交渉の場を利用して、引き続き、産業界の声を反映した知的財産制度及び同運用の改善を協力を要請していただきたい。特に、多くの途上国においては、エンフォースメント面での課題が多く、知的財産権を取得しても、十分な運用、活用ができないという実態も多くあり、これらの早期改善に力を入れるべきである。

- ・ ASEAN地域においては、ここ数年来、政府間でASEAN統一知的財産制度の創設、統一オフィスの設置等に向けての議論が行われているが、種々の事情で進展していないようなので、この議論に拍車が掛かるよう、二国間、多国間交渉の場でその必要性について要請願いたい。
- ・ 日本企業の取得した知的財産権が海外において適切に保護されるよう、国として諸外国に協力を働きかけることが、国際標準化の前提と考えるので、この点についての施策をお願いしたい。
- ・ 各国の法改正事項だけではなく審査基準等の改正についても、官民で協力してウオッチし、いち早く対応スタディし、意見を発信する体制の確立が必要である。

【インターネットオークション】

- ・ インターネットオークションでは、依然として悪質な模倣品販売業者による複数のユーザーIDを利用した模倣品の出品が横行しており、出品者の正確な本人確認の徹底をお願いしたい。
- ・ アメリカのデジタルミレニアム著作権法に定められているのと同様のノーティス・アンド・テイクダウンのシステムに賛同する。この分野において採用される規制は、技術ではなく違法行為をその規制対象とし、技術革新や製品開発を阻害することのないよう要請する。
- ・ 衣料品の商標権侵害物品の流通が膨大であることに鑑み、経済産業省が公表している『インターネット・オークションにおける「販売業者」に係わるガイドライン』において、「いわゆるブランド品」の中に「衣料品」を加えていただきたい。
- ・ 特定商取引法に基づいてなされる情報表示の記載内容はデタラメな場合が多いのが実際である。いくつかのケースをアトランダムに抽出し、表示されている内容を現場等に行き確認し、内容が正しくない場合は相当の処置を行う等の活動を行い、正確な情報を表示させる強制力を発生させていただきたい。
- ・ ネットオークションサービス内での模倣品・海賊版出品対策を強化することについては異存がないが、これに付随して「広告」の禁止を法制化しようとする動きには反対である。「広告」には様々な態様のものが包括されていると考えられ、かつ「広告」ページへのリンクの扱いがはっきりしないうちに禁止してしまえば、リンクも「広告」幫助とみなされかねない。

3. 活用

【戦略的な知的財産管理】

- ・ 今後は、各国のシンクタンク等を活用し、先進的なグローバル事業展開を行っている外国企業における知財戦略等について、国としてヒアリング、調査、分析等を行い、これらを公表することにより、わが国の企業が知財戦略を構築するための示唆を提供願いたい。

【知的財産の価値評価】

- ・ 資産価値評価の公式手法確立や知財流動化のために、知的財産の価値評価手法と評価システムについて、知的財産戦略本部が中心となってその確立を進められたい。

【信託】

- ・ 信託業法では、親会社の子会社に対する議決権が過半数を保有することとされているため、その活用の幅が大きく制限されてしまう。会社法では、親会社から一定の支配権が及び得ると見られる法人等を子会社の対象としている。信託参加できるグループ企業の範囲を拡大すべきである。
- ・ 信託の登録にかかる費用がグループ企業内信託実施の妨げとならないよう、登録免許税の減免をお願いする。
- ・ 現状では、公開特許公報・特許公報に委託者名は表示されないため、第三者からは現権利者の存在が認識されず、委託者企業の発明件数はゼロと誤解されるおそれがある。このことがグループ企業内信託実施の妨げとならないよう、何らかの形で委託者名が公報に掲載されるようお願いする。

【ライセンシーの保護制度】

- ・ 産業活力再生特別措置法等の改正が予定されており、一步前進したものと考えるが、長期的には当然保護制度の導入も視野に入れ、本制度創設後の実施、運用状況に応じて改善、見直しを行っていただきたい。また、本制度導入に当たっては、この種の制度を持たない海外のライセンサーの理解を得るためにも、海外に対する制度説明用英文資料の早期作成と公表をお願いしたい。
- ・ ソフトウェアのライセンサーが倒産又は権利を譲渡した場合においてもライセンシーが安心して事業活動に専念できる法体制を確立していただきたい。著作権法にはそもそもソフトウェアライセンスの第三者対抗制度がないため破産法が改正されてもソフトウェアライセンシーが不安定な状態に変わりがないため、早急なソフトウェアライセンシーの保護制度の整備を強く望むものである。
- ・ 格別の登録無しに通常実施権の保護を認める米国・ドイツにおける保護制度に類する制度や、イングランド等のように譲受人が既存のライセンス契約の存在を認識

しているものと解し得る場合には、登録が無くともライセンス保護を図る制度など、実効性のある保護制度の導入が複数のアプローチにより検討されることを要望する。

【国際標準化】

- ・ 国際標準総合戦略の下、政府が産業界の自主的活動を促す支援策を強化することが重要であると考え。本課題は、官民協調して推進することが重要であり、関連人材の育成等を含めて、諸施策を強力かつ迅速に推進願いたい。
- ・ 「デジュール標準」および「フォーラム標準」について記述されているが、製品分野や製品事情によっては「デファクト標準」が適した場合もあるので、これについても引き続き検討されることが必要である。
- ・ 政府は、政府間で標準を義務付けたり、幅広く業界の支持が得られていない標準を義務付けたり、参加への経済的インセンティブを減らしたりすることで、結果として幅広く支持される標準の開発・採用を阻害するような政策を立てるべきではない。
- ・ 業界を犠牲とした標準規格プロセスへの政府介入を拡大することや、知的所有権を希薄化または除去することは、日本における素晴らしい産業の発展を育んできた過去の政策から大きく逸脱することになる。
- ・ 業界における意識の改革及び国際標準化活動に向けての取組強化、国全体としての国際標準化活動の強化、国際規格のための人材育成、アジア各国をはじめとする他国との協力の強化、国際標準化に関する公正なルールの制定への貢献が必要である。
- ・ アジア諸国における独自の規格策定、知的財産権と国際標準化との連携の強化といった新しい動きが起こっており、政府が先にとりまとめた国際標準総合戦略をもとに、官民が連携して、国際標準化への取組みを一段と強化していくことが必要である。
- ・ 国際標準化は、幅広い分野に関連するものであり、対外政策、科学技術政策といった他の分野の政策との連携が、わが国としての国際標準化活動を強化するために重要である。
- ・ 政府においては、知的財産権と国際標準化の双方が分かる人材の育成を支援するとともに、RAND条件の明確化、標準化活動に参加しない第三者問題への対応の検討等、国際標準化機関におけるパテントポリシー充実への働きかけをさらに進めていくべきである。

【ソフトウェアの相互運用性の確保】

- ・ 相互運用性を確保するために必要な情報を得、かつ使用する目的でプログラムの著作物の利用を一定の条件のもとで権利制限することは、イノベーションを促進し、我が国の国際競争力の強化を図る上で検討されて然るべきである。

【中小・ベンチャー企業の支援】

- ・ 団塊世代の大量定年を迎え、中小・ベンチャー企業の業務支援に志のある大手企業OBのデータベースを早期に構築し、この人材を活用していくことが有用である。
- ・ 企業知財OB、弁理士、中小企業診断士、弁護士等からなる中小企業支援ネットワークを早期に構築することも有用かと考えるので、これに対する国、地方公共団体からの資金面等でのサポートをお願いしたい。
- ・ 中小企業・ベンチャー企業がそのコアコンピタンスを生かして事業化することを支援すべきである。
- ・ 世界特許が実現するまでの間、中小企業の海外での出願に必要な資金を無利子で借りられるようにし、審査官が優れた発明と認定した出願などにおいては、外国出願の費用について政府が資金を持つべきである。
- ・ 現行の特許料の猶予や審査請求料の半額軽減措置につき、例えば、中小企業の条件を、「特許出願に関する先行技術調査の支援事業」で定めたような条件（一例として、製造業であれば、従業員300人以下、あるいは資本金3億以下で大企業の支配関係がない）にするといった対応をしていただきたい。
- ・ 2005年7月に当団体がとりまとめた「知的財産権に関する行動指針」について、そのより一層の浸透を図るため、企業行動憲章の実行の手引きの中に盛り込むこととしたい。
- ・ 知的財産政策の観点からも、技術力を持った中小・ベンチャー企業への支援を進めるべきである。

【地域の振興】

- ・ 産業の活性化に向け、今後中小企業等に対する支援を一層強化する必要があることから、知的所有権センターの管理運営に対する助成措置と特許流通アドバイザーや特許流通アソシエイトの配置など人的体制の強化が必要である。
- ・ 地域団体商標制度の出願適格を拡大し、地方公共団体にも出願適格を認めるべきである。地域ブランドはその地方の公共財産であり、一協同組合の財産ではない。

4. コンテンツ

【総論】

- ・ コンテンツビジネス振興については、短期的視野による目先の利益確保や特定の業界の既得権益保護に走った施策を行うのではなく、日本の国際的な産業競争力を強化し、日本ブランドの価値を国際的に高め、また雇用促進を含め、長期にわたり国民の利益を確保していくための“グランドデザイン”を描いていただきたい。
- ・ グローバルな情報基盤となり得るソフトウェア技術や、次世代の知を育む教育コンテンツ、人生に豊かさを与える教養コンテンツ等、日本文化を高め世界に発信できるコンテンツの創造やビジネス振興に注力していただきたい。
- ・ コンテンツビジネスにかかわる個人・団体を含めたコンテンツ制作者／製作者、流通事業者、ハード／システムメーカー等一体となって、利益を享受できるWin-Winの仕組みづくりをお願いしたい。
- ・ 既に行われた政策の検証を、不断に継続することを求める。

【法制度・契約】

＜デジタル時代に対応した法制度等＞

- ・ メディアの多様化を踏まえ、従来の複製禁止を原則とする考え方から、新しい時代に対応した利用許諾を前提とした著作権制度のあり方も視野に入れた施策を検討すべきである。
- ・ 知的財産制度は文化的・技術的所産の生産・提供者のみを優遇することとイコールではなく、時にはその権利を制限することによって享受者がより多くの恩恵にあずかることが可能になり、その中から将来の良き生産者が生まれる。この観点に基づいた施策を無軌道な権利強化を求める国内外の声に躊躇すること無く、大胆かつ着実に実行されるよう希望する。
- ・ コンテンツビジネスの振興は、コンテンツ保護をただ一方的に強化すればよいということではなく、その活用を図るための方策を考える（具体的には、著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない範囲で権利制限するか、あるいは許諾権を報酬請求権化し、公正な利用促進を図る）という、バランス感覚が必要になるということをお大前提として進めていただきたい。
- ・ ベルヌ条約に基づいた現行著作権法を存続させる一方で、それに並行する制度として、商用目的創作物の登録制度を創設すべきである。商業利用を目的としていると自ら表明（すなわち登録）する作品について、現在の市場機構や流通機構に適合的である柔軟な保護政策を適用するためである。
- ・ 著作権法や不正競争防止法などの法制度を産業の活性化の観点から必要に応じて見直し、整備を行うとともに、それを補完するものとしての契約、技術的保護手段、ADR（裁判外紛争解決）を含む救済・紛争解決措置、社会的啓発・教育

等を組み合わせることで、「複数のシステム」を設計すべきである。

- ・ 商業用レコードの音楽配信について強制許諾制度を設けるべきである。
- ・ オンライン上での著作権保護と、インターネットを通じて著作物にアクセスできるようにするための新技術やビジネスモデルの開発の双方について強い関心を持っている。

<違法複製されたコンテンツの個人による複製>

- ・ 「私的使用のための複製」の範囲を明らかにすべく国際条約との整合性もふまえ、権利者、利用者などによる根本的な議論を促進すべきである。特に、違法複製物であることを知りながら行う私的使用目的の複製は、違法複製物かどうか分かる仕組みの整備や、社会的啓発・教育をあわせ講じながら、私的複製の許容範囲から除外するよう著作権法上の措置を講ずべきである。
- ・ 違法複製物のダウンロードは海賊版の個人所持を生み出す行為であるので、著作権法の私的複製に該当しない旨を明記すべきである。
- ・ アメリカのフェア・ユースの法理やドイツの法改正にならって、ファイル交換ソフト等を用いた不適正なコピーダウンロード行為を「私的使用目的の使用」から除外する規定を早期に導入していただきたい。
- ・ 提供されているコンテンツの合法、違法の区別は必ずしも明瞭ではないことも多い。これを安易に私的使用のための複製の範囲から除外し、違法とすることは、利用者を過度に萎縮させる効果を有する。

<ネット検索サービス>

- ・ インターネット・サーチサービス提供業者が著作権で保護されているサーバー上のマテリアルをコピーまたはコンパイルした場合、サーチ結果をディスプレイした場合の著作権問題に対する取組については、改正ベルヌ条約及びTRIPS協定に基づく既存の著作権法に適合する限り支援する。
- ・ 検索エンジン、翻訳ソフト、サムネイル等のコンテンツを有益に検索、活用するための仕組みを創出し提供するために必要な複製、翻案、送信などの場合に権利制限規定が必要である。
- ・ 機器利用時・通信過程における一時的固定や検索エンジンに代表されるネットワークを通じたサービスでのコンテンツ利用時の課題など、著作権法上の位置づけの明確化や法制度の整備に向けた検討を行っていただきたい。
- ・ 検索エンジンの開発に必要なウェブページの複製、あるいはウェブアーカイヴィングやキャッシュ作成等の著作物利用について、著作権法上適法と認めるべきである。

<あっせん・裁定制度>

- ・ コンテンツ契約の内容について合意に至らなかった場合について、裁判手続に

よらず当事者間の紛争を簡易に解決する手段として、政府は、著作権法のあっせん制度の改善に取り組むべきである。

- ・ 著作権者不明のコンテンツの利用に関する裁定制度について、制度の利用状況や国際条約との関係もふまえ、権利者の適切な保護を確保しつつ、さらなる改善に向けて検討すべきである。
- ・ 強制許諾的な裁定制度も用意し、一定の使用料（供託金）負担で利用が可能となるような制度が整備されなければ現状の利用阻害を解消することができない。権利者の所在が不明な場合にも同様の配慮がある。裁定制度を現行よりも簡便にすべきである。

<アーカイブ化とその活用の促進>

- ・ 政府は、歴史的音盤アーカイブ推進協議会を始め、コンテンツのデジタルアーカイブ化に向けた取組を積極的に支援するとともに、保存すべきコンテンツの修復・リマスターについては、国の直接的支援の下に早急にデジタルアーカイブ化を推進すべきである。
- ・ デジタルアーカイブ化による作品公開と支援を推進すべきである。

<IPマルチキャスト放送>

- ・ コンテンツの「積極的活用」は放送番組のIPマルチキャスト同時再送信に限定して行うべきものではない。インターネットを利用した放送的行為全般について「積極的活用」を検討すべきである。IPマルチキャスト放送についても、自主放送での著作権・著作隣接権の扱いをすぐに検討すべきである。
- ・ IPマルチキャスト放送については著作権法上の取り扱いが明確化されたが、通信と放送の融合に関連して必要となる課題解決に向けて、より広範な論点について議論が必要である。

<契約>

- ・ 民間の検討委員会において、放送番組における出演契約ガイドラインがまとめられた。政府は、こうした民間の契約ルールづくりおよびその普及を奨励・支援すべきである。

<権利者情報>

- ・ 権利者情報の整備に向けた取組み促進すべく、必要な支援を行なうべきである。

<保護期間>

- ・ 文化的視点、知的財産立国推進の視点及び国際的視点から、映画以外の著作物に係る保護期間を現行の「著作者の死後50年を経過するまでの間」から「著作者の死後70年を経過するまでの間」に延長すべきである。

- ・ 著作権保護期間の著作者の死後70年への延長を早急に実現するべきである。保護期間の延長は、わが国の「知的財産立国を目指す国家戦略の大きな推進力となる。また、主要国で50年に止まっているのは日本だけとっていい状況である。世界の主要国では当然保護されている著作物が日本において無償で使用されているという事実は、国際的批判を招きかねない。
- ・ 保護期間の延長に賛成する。反対する人たちは、「創作すること」がどれほどのエネルギーを必要とする行為であるかがまったくわかっていない。
- ・ 著作権保護期間延長に賛成する意見は、ほとんど全てが延長を「国際的な傾向」と位置付けているが、欧州委員会や米国議会図書館著作権局が保護期間延長の弊害を指摘する答申や報告書を提出するなど新しい観点からの議論が生じている。弊害を人為的かつ大量に発生させることが明白な著作権保護期間の延長は絶対に行うべきではない。
- ・ 保護期間は一度延ばせば短縮は現実的に難しく、そのために将来の世代にまで影響が永続する可能性があるため、拙速な議論を避け、多様なセクターの関係者から広く意見を聞き、かつ延長がされた場合の文化的・経済的影響について実証的なデータや予測に基づいて慎重に議論すべきである。
- ・ 著作権保護期間は、現在よりも合理的な期間にまで短縮することが妥当である。コンテンツの登録制度を設け、登録から5年・10年程度の保護期間の後には、登録の更新を図らない限りは権利が失効し、公有に帰するものとしなければならない。長期にわたって利益が見込める著作物は、相当対価を支払って登録更新することで延長することが出来るようにすることが望ましい。

<私的使用複製、私的録音・録画補償金制度>

- ・ 私的使用目的の複製については、検討の前提となっている実態について、十分な把握がなされているとは言い難く、調査を行い、その上で範囲の明確化に関する検討を進めていただきたい。
- ・ 文化審議会著作権分科会において、現在進められている私的複製の範囲の明確化についての検討の経過を踏まえ、実効性のある補償金制度の在り方を早急に具体化すべきである。補償金制度の廃止を主張する情報通信機器メーカー等の主要な論拠は、DRM関連技術の発達であったが、補償金制度に代替可能で、かつ、消費者にも受け入れられるようなDRMが存在しないことは過去の報告書からも明らかである。このため、広く薄く負担する補償金によって一定の秩序の下での私的録音・録画の自由を維持するほうが、消費者にとっても望ましい。
- ・ (イ) 記録媒体を別にする分離型機器に加え、一体型機器も対象とする、(ロ) 政令指定方式の廃止、(ハ) 製造業者を支払い義務者とする、の3点を含む私的録音補償金制度の改正のための著作権法改正を2008年度中に行うことを知財推進計画に盛り込むべきである。
- ・ 私的録音録画補償金制度は、多くの問題をかかえており、早急に対応すべきで

ある。課題として私的録音録画補償金制度の縮小・廃止の是非も含めた同制度自体の根本的な見直しについて期限を設定した上で結論を出すべきである。

- ・ 私的録音・録画補償金制度は、技術の進歩により、その使命を終えつつあり、近い将来の廃止に向けた議論を加速すべきである。今後進むべき方向性としては、コンテンツの利用をコントロールする技術と課金システムを組み合わせたビジネスモデルを促進することである。
- ・ 科学的かつ客観的証拠に基づかない理由に依る私的録音・録画補償金制度は即時廃止すべきである。

<コピーワンスルールの見直し>

- ・ 地上デジタル放送を受信した者が行う録画は、現在のところ、技術的な措置を施すことによって非常に限定的にしか認められておらず、消費者の利便を損なう結果となっている。放送にかかる著作権者等の利益を保護しつつも、技術的な措置の緩和による、消費者の利便性を回復することが急務である。
- ・ 「コピーワンス」の存否を問うのであれば、「コピーワンス」一つだけを提示したのでは容認か拒否しか選択肢がない。そうではなく「コピーワンス」のものとそうではないものを実際に市場に出し、選択させてみればユーザーの意図がはっきりする。その結果売れる仕様こそが「ユーザーに配慮したプロテクションシステム」であると考えられる。

<技術的制限手段の回避>

- ・ 技術的保護手段等の回避行為への刑事罰の導入について構成要件の明確化も含め検討を行うべきである。
- ・ 複製防止目的の暗号化技術を解除して複製する行為の禁止を著作権法で明記すべきである。
- ・ 不正競争防止法上の技術的制限手段回避機器等の譲渡に刑事罰を導入すべきである。
- ・ 著作権法や不正競争防止法の定義規定の見直しを視野に入れた、早期かつ積極的な対応をしていただきたい。
- ・ 技術的手段の回避行為や回避目的の装置の製造、譲渡等については著作権法及び不正競争防止法において既に規制されており、新たな法的措置の必要性については、慎重な検討を行うべきである。

<間接侵害>

- ・ 著作権のいわゆる間接侵害行為について、一定の要件の下で差止請求に服することとするよう立法措置をすべきである。デジタル化・ネットワーク化の進展により、著作権の直接侵害者が多数存在する、又はその特定が事実上困難であるため、直接侵害行為への関与者(間接侵害者)に対する差止を認めれば、著作権侵害を実効的に

防止することができる。

- ・ 現在著作権法にはいわゆる間接侵害の規定がなく、何れも判決によって判断されているので法律で条文上明確にしていきたい。
- ・ ファイル交換ソフト等の新たな技術を利用した著作権侵害に関し、責任主体や規制対象行為等の適用要件をきちんと整理した上で、立法化を含め、間接侵害の規定に関する議論を進めていきたい。その場合には、正当な技術開発とその利用を阻害しないように配慮していきたい。
- ・ 間接侵害規定を著作権法に設けることには反対である。ハードウェア・ソフトウェアのいずれも日本の開発者のレベルは非常に高いと考えられるが、ハードやソフトを開発するのが著作権侵害「幫助」とされるのであれば、だれもコンピュータを駆使してハード・ソフトを開発しなくなるであろう。むしろ、著作権侵害「幫助」の責任が免除されるような規定が必要である。

<権利制限>

- ・ 図書館や公民館等の利用者は、殆どの場合私的使用のために同所に設置されているインターネット端末を使用して情報をプリントアウトすることを希望していると思われ、学術、研究向上のためにも極めて重要なことであり、このような行為は許されるとする法律上の手当てを求める。
- ・ 企業にとってインターネット上に公開されている情報のプリントアウトは、コピー禁止を謳っていない限り黙示の許諾として認められるべきであり、権利制限規定としてこのための法津の手当てもお願いしたい。
- ・ パロディとしての使用等、諸外国で認められている権利制限規定を日本の著作権法にも積極的に導入すべきである。
- ・ 家庭・学校・図書館・企業等の機関内でのホームページの印刷を権利制限事項として法改正を希望する。
- ・ 製薬企業は、薬事法により医療関係者に対して医薬品の適正使用に関する情報の提供に努めることを義務付けられているが、現行の著作権法においては、事前に著作権者の許諾を得ることが必要となるため、これが当該義務遂行の障害となるとの問題が存続している。本件に関する文化審議会著作権分科会における検討が早急に再開され、国民の利益と著作権者の利益とのバランスを配慮した適切な権利制限規定が定められることを要望する。
- ・ 薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供する上で、合理的に必要な範囲において、文献等を複製、譲渡および公衆送信することができるよう然るべき法改正を要望する。

<ライセンスの保護>

- ・ 特許権の専用実施権や通常実施権と同様、著作権についても、法的に明確な位置付けがなされた「著作物利用権」を整備していくことが必要である。

- ・ 著作権ライセンスについても実効性があり、かつ新たな負担を強いることのないライセンス保護制度の早期導入を強く要望する。

<出版者の権利>

- ・ 活字コンテンツの保護と利用を促進する観点から、「出版者の権利」創設の議論が改めて行われることを要望する。

<優越的地位の濫用>

- ・ テレビ局又はその関連会社である音楽出版社がタイアップ楽曲の音楽著作権を所有ないし共有することを、優越的な地位の濫用として禁止すべきである。

<映画盗撮防止法>

- ・ 劇場用映画については、盗み撮りにより深刻な被害が生じている。こうした問題の解決に向けて、映画盗撮防止法（仮称）が今国会に上程されるべく準備が進められており、同法案を今国会中に確実に成立させるべきである。
- ・ 劇場施設等における映画盗撮行為の防止に対する取り組み強化の方針については、大筋で賛同する。但し、立法に対しては盗撮行為を著作権法の適用除外と定めるのではなく、行為自体を施設や他の観衆に対する迷惑行為と定義し、著作権法において定められている適用除外の主旨が特別立法によって損なわれ、形骸化する前例となることの無いよう、特段の配慮が必要である。

【海外展開】

<海外を意識したコンテンツ制作の促進>

- ・ 政府は、関係省庁の緊密な連携の下、国を挙げて「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を推進すべきである。
- ・ 国際見本市は、コンテンツの海外展開の促進についての基本インフラの一つである。政府は、諸外国における各種見本市も参考にしつつ、TIFFCOMや東京ゲームショウ等のマーケット機能の強化を支援すべきである。
- ・ コンテンツを発表できる場を整備することも重要。「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の活用も含め、優れたコンテンツの発表・発掘の場の整備を検討すべきである。

<企業の海外展開支援>

- ・ 政府は、コンテンツの輸出を目的としたマーケット出展や字幕制作を支援するとともに、国際共同制作を含む国際展開に係る知識・ノウハウの体系化・共有についての民間の取組みを奨励・支援すべきである。
- ・ 政府は、国際共同制作に関する協定・覚書が諸外国との間で締結されるよう奨励・支援するとともに、税制措置を含め、国際共同制作のインセンティブ付与に

つき早急に検討し、必要な措置を講じるべきである。

- ・ 政府は、コンテンツ産業の振興の観点から必要となる統計指標の検討を行うとともに、映像産業振興機構はじめ民間機関におけるこうしたデータ整備に関する取組みを奨励・支援する等、コンテンツに係る統計を早急に整備し充実させるべきである。
- ・ J E T R O、在外公館等におけるコンテンツの情報収集・提供および発信機能を強化すべきである。
- ・ コンテンツの輸出や海外用のコンテンツの制作の際に、そのバックアップをする組織の設立を提案する。この組織は、各国のコンテンツ市場の情報収集・提供、ユーザーニーズや文化背景等の調査、流通路への仲立ち、国内コンテンツの買い上げ・販売等を行う。
- ・ 日本を制作と流通を行いやすい場所にするため、複数の都市にクリエイター支援のための特区を設ける（地方税減免等）。また、クリエイターが制作に集中できるよう、コンテンツの編集・販売・権利管理・税金管理等を行う機関を用意し、安価に利用可能にすることを提案する。

<コンテンツ・ポータルサイトの支援>

- ・ 本年4月から運用開始予定のコンテンツ・ポータルサイトは、国内外におけるジャパン・コンテンツの2次・3次利用を促進するための基本的な情報インフラとなるだけでなく、個人のクリエイターや中小企業の作品の流通円滑化のみならず、ジャパン・ブランドの海外発信にも資するものである。政府は、コンテンツ・ポータルサイトの機能強化や英語化等について、官民一体となり、その取組みを支援すべきである。

<音楽レコードの還流防止措置>

- ・ 知的財産戦略本部、知的財産戦略推進事務局及び関係府省は、「レコード輸入権」導入時にレコード協会等が約束した各種の取組み（サービス向上、価格引き下げ、海外市場拡大等）が適切に行われているか否か、具体的に検証する作業を開始すべきである。
- ・ 正規品を（権利者の都合だけで）差止めるという不自然かつ手間のかかる還流防止措置については廃止の方向性を打ち出すべきである

<音楽用CDの再販売価格維持制度>

- ・ 今や商業用レコードを再販制度の対象にしている国は日本ただ一国であり、還流防止措置に加えて商業用レコードの再販制度を現状のまま維持し続けることは諸外国に全く例の無い過剰保護と言わざるを得ない。直ちに廃止すべきである。
- ・ 自由貿易の原則に反する極めて問題のある制度である還流防止措置が創設されてしまった以上、この機会に再販制の撤廃を断行すべきである。少しでも競争原理を導入し、エンドユーザーの購買機会を増加させ、かつ本来のクリエイターである実演家が収入を得る機会をより増大させなければならない。

【コンテンツ関係人材の育成】

- ・ 政府は、コンテンツの創造力の強化のため、プロデューサーの育成、クリエイターの育成、異なる職能や複数の領域に精通した融合人材の育成、異業界からの人材流入の促進、法務人材の育成、ゲートキーパー（演劇、放送、映画業界から独立した批評家・評論家）の育成等を進めるべきである。
- ・ プロデューサーには、法務、財務会計、マーケティングといったビジネス関連スキルや、業界に関する幅広い知識をベースとして、人的資源管理能力やプロジェクト・マネジメント能力が求められ、中期的な視点から業界を挙げて育成していく必要がある。
- ・ コンテンツの教育基盤の整備として、映像教育体系を確立し、インターンシップの推進、海外映像教育機関等への留学・講師招聘等への支援を進めるべきである。
- ・ 映像産業振興機構は、海外との人的ネットワークの強化やノウハウの蓄積、キャリア形成に資する事業を推進すべきである。政府はそうした取組を中期的な観点から継続的に支援すべきである。
- ・ 官民連携の下、欧米のクリエイター育成の現状を調査するとともに、ゲームやアニメを始め必要なキャリアパスやスキル等について検討し、有効なクリエイター育成策を推進すべきである。
- ・ 政府は、民間における法務人材育成を支援するとともに、エンターテインメント・ロイヤラーのコンテンツ事業者との交流や専門能力の向上を促進すべきである。
- ・ 産学連携した大学等での知的財産教育や海外留学・海外研修の支援、世界的なプロデューサーやクリエイター等によるセミナーの開催、制作現場での実践的な実習支援などを行うべきである。

【技術開発】

- ・ 地上デジタル放送を受信した者が行う録画は、現在のところ、技術的な措置を施すことによって非常に限定的にしか認められておらず、消費者の利便を損なう結果となっている。放送にかかる著作権者等の利益を保護しつつも、技術的な措置の緩和による、消費者の利便性を確保することが急務である。
- ・ 高度なセキュリティシステムの開発、DRMや新たな課金システムの整備、自主ルール策定の策定、場合によっては法的な整備等も考えられるところであり、政府はこうしたソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべきである。

【資金調達・税制】

- ・ 国際展開も視野に入れた大規模プロジェクトから、人材育成の側面をもつ個人クリエイター向けの小規模なものまで多様な手段による資金調達が可能となるよう、コンテンツ評価に長けたファンドマネージャーやアナリスト等の育成、コンテンツ事業者によるIRの強化や、コンテンツ関連統計の整備等の環境整備を推進すべきである。

- ・ 資金調達力に限界があるコンテンツ業界にとって税額控除制度・特別償却制度等の税制上の支援措置が不可欠である。

【ゲームソフトの流通】

- ・ 消費者の利益に配慮しつつ、中古ソフトの販売によって得られた利益について開発者に還元される仕組みが必要であり、政府は、そのための仕組みの構築に向けてゲームメーカーと流通事業者による協議を支援し、有効な解決策を見出すよう奨励すべきである。

【文字・活字コンテンツの振興】

- ・ 世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指すのならば、その前提として、世界最先端の文字・活字コンテンツを持つことが不可欠であり、この文字・活字コンテンツに対する十分な保護とその活用を図れる環境が必要である。

【地域映像制作環境の整備】

- ・ 政府、地方公共団体は、撮影許可のあり方を見直し、各地のフィルム・コミッションに撮影許可申請の窓口を一元化する等の措置を講じるべきである。また、フィルム・コミッションの機能充実を促すため、運営補助策を検討すべきである。

【ライブ・エンターテインメント】

- ・ 政府は地方自治体や民間企業との連携の下、既存施設を含めた一定規模以上のライブ・エンターテインメント施設に係る税制優遇措置や野外会場・道路使用許可等の規制緩和等を推進すべきである。
- ・ ライブエンターテインメントをはじめとするコンテンツを、観光、教育、健康・福祉等と連携させることにより、新たな市場を開拓していくべきである。

【産業集積・地域振興】

- ・ 政府および地方自治体は、映像産業クラスターの整備をコンテンツ産業振興政策の重要な課題として位置付け、産学官一体となった取組みを推進すべきである。

【音楽著作権使用料の算定・配分】

- ・ 日本音楽著作権協会に対し、①音楽喫茶・ライブハウスの存続を可能にするため、収入に応じた音楽著作権使用料の算定、②算定額についての利用者への明確な説明、③使用料の配分についての情報開示を請願する。

【安心してコンテンツを利用するための取組の奨励・支援】

- ・ ゲームについては、青少年の心身発達に与える影響について様々な研究・議論が行われているが、いまだに実証に至っていない。政府は民間が実施している年齢別

レーティング制度などの取組みを支援するとともに、ユーザーへの周知及び青少年の心身発達に与える影響の調査を進めるべきである。

- ・ 創作物（ゲーム、漫画等）に対しての全ての規制に反対する。メディアの出現と犯罪率の変化に明確な関係は見い出せない。また、青少年の健全教育の名の下に、公権力がコンテンツの規制をしたり、自主規制を促すような圧力を加えることは、絶対に認めてはならない。

【旧型の再生機器の保存等】

- ・ 昨年の電気用品安全法（PSE法）の改正により、PSEマークの無い旧型の映画機・テープレコーダー・ビデオテープレコーダー・レコードプレーヤーなどの再生機器が散逸の危機に瀕している。コンテンツを次世代へ継承するに当たり、こうした貴重な「産業遺産」と言うべき再生機器をより完全な形で保存し、必要に応じて現行の再生機器に対応する形での複製する技術の開発や、再生機器の入手が困難なコンテンツの保存・再生を目的とする場合の著作権法・不正競争防止法の適用除外規定を整備する等の施策を執ることが可能かどうか真摯に検討されたい。

【日本ブランド】

- ・ ファッション製品などにおいて、既存著名ブランドとはまったく異なる、品質、価格面において競争力のある新ブランドの創造を積極的に進めるとともにこれらを表彰する制度の新設が必要である。
- ・ 「知的財産推進計画2006」において、「大学に食関係の学部や学科を設置する」の次に、「中高校の過程に、食文化に関する知識を涵養する内容を加える」ことを加え、「日本食文化を海外に普及する」の内容として、「日本の食文化が、世界諸地域の食文化と融合して発達し、グローバルに馴染みやすい多様性を具備していることを、併せて周知させる」ことを加え、「優れた日本の食文化を評価し、発展させる」の次に、「日本食文化のグローバルな普及が、世界各地の環境と嗜好に適応し得ることに資するよう、特許発明（生鮮品供給関係など）、技術・ノウハウの開発を奨励する」という項目を新たに盛り込まれたい。

5. 人材

【知的財産創作人材の育成】

- ・ いわゆる「理系離れ」減少の拡大を防ぐことに留意し、米国のように技術系ベンチャー企業が成功できる環境を整え、理系の魅力を高めていくことも重要である。

【学校での知財教育】

- ・ 知財教育に関する指導内容等を定めるとともに、その指導方法についての教員研修を推進するほか、知財に関する課外授業などの活動に対する資金面での援助など、知的財産に関する教育と学習の振興を図る取り組みが必要である。
- ・ 学校教育においては、知財教育を特別なカリキュラムとして位置付けるだけでなく、就学年に応じて、各学年各学科の中に潜む知財問題を絡めて、知的財産権の基礎的部分を体得させるような学習指導要領を検討すべきである。

【ノウハウの活用】

- ・ 企業や関係団体における人材育成の既存ノウハウを、中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用していくことについては異存ないところであり、協力を惜しまない。

【社会人と理工系出身者への支援】

- ・ 働く社会人が学べる夜間の法科大学院や専門職大学院等の増設と環境整備、併せて、理工系出身者でもチャレンジし易い法科大学院入試制度、司法試験制度への改革をお願いしたい。

【大学の知財活動等のための人材育成】

- ・ 大学知的財産本部やベンチャーを育成支援する人材、水際取締・模倣品対策のための人材等の要求に的確に応えられる知的財産専門家を育成することができる知的財産人材育成システムを早急に具体化すべきである。

【国民への啓発活動】

- ・ 著作物の利用については、経済的側面からの著作物流通の整備は行われつつあるが、一般市民、教育関係者に対する配慮が足りない。国民全体の意識の向上のためには、産業面だけでなく、市民、制度、児童等が著作物を自由に利用し、また自らも著作者として発信できるような環境の整備が必要である。市民の積極的な著作物利用の推進を図ることは、著作権意識について身近に考える事の大きな契機となる。
- ・ 知的財産意識の向上のためには、一般利用者の契約利用への環境整備が必要である。

「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見募集

政府は、現在、知的財産基本法に基づき、「知的財産推進計画2006」の見直しを進めております。

つきましては、「知的財産推進計画2006」の見直しにあたり新たに盛り込むべき政策事項について、国民の皆様から幅広くご意見を募集いたします。ご意見は、下記の要領にてご提出いただきますようお願い申し上げます。

皆様から寄せられたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。なお、いただいたご意見の全てを計画に盛り込むことができない場合がございますので、予めご了承ください。

記

1. 募集期間

平成19年3月8日(木)～平成19年3月29日(木)午後5時

2. 意見募集対象

「知的財産推進計画2006」の見直しにあたり盛り込むべき政策事項

※参考サイト

知的財産推進計画2006:

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2006.html>

知的財産戦略本部(首相官邸サイト):

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>

内閣官房知的財産戦略推進事務局:

<http://www.ipr.go.jp/>

知的財産基本法(平成15年3月1日施行):

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/hourei/kihon.html>

3. ご意見の提出先

ご意見は、書面により、内閣官房知的財産戦略推進事務局宛にご提出ください。

(電子メール)

こちらの意見提出様式に必要事項を記入の上、送信してください。

(郵送)

〒100-6011 東京都千代田区永田町 2-4-12 内閣府庁舎別館 3階
内閣官房知的財産戦略推進事務局

(ファックス)

03-3502-0087

(問い合わせ先電話)

03-3539-1801 (担当者:山田、鈴木、中村)

4. 注意事項

- (1) ご意見の提出に当たっては、氏名、職業(または所属団体)、連絡先(住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス)をご記入いただくようお願いいたします。また、FAX又は郵送でご提出いただいた場合、ご提出いただいたご意見を電子媒体でも提出していただくようお願いすることがあります。
- (2) 書式は自由です。ただし、日本語でお願いします。また、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使わないようにお願いします。
- (3) ご意見の取扱いについては、以下の点をあらかじめご了承ください。
 - ア) ご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開する可能性があります。なお、取りまとめの関係上、ご意見は概要又は集約した形で公開させていただくことがあります。
 - イ) ご意見に対する個別の回答はいたしかねます。
 - ウ) 電話でのご意見の表明等には応じかねます。